
規 則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月12日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第8号

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則（平成12年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表の2及び3を次のように改める。

2 一級、二級、基礎級及び単一等級

検定職種	金額
園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ロープ加工、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、シーケンス制御、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウオール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、化学分析、金属材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示及びフラワー装飾	18,200円
機械検査及び婦人子供服製造	15,100円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図	13,300円

及び電気製図	
--------	--

3 三級（在校生を除く。）

検定職種	金額		
	23歳未満 の在職者	23歳未満 の在職者 以外の者	その他の 者
園芸装飾、造園、さく井、鋳造、鍛造、金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、シーケンス制御、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、化学分析、表装、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、工業包装、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾	9,200円	13,700円	18,200円
機械検査及び婦人子供服製造	6,100円	10,600円	15,100円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図	4,300円	8,800円	13,300円

別表の3の次に次のように加える。

4 三級（在校生に限る。）

検定職種	金額		
	23歳未満 の在職者	23歳未満 の在職者 以外の者	その他の 者
園芸装飾、造園、さく井、鋳造、鍛造、金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、シーケンス制御、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく	3,100円	7,600円	12,100円

縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、化学分析、表装、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、工業包装、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾			
機械検査及び婦人子供服製造	2,900円	5,600円	10,100円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図	2,900円	4,400円	8,900円

別表備考4中「「25歳未満の在職者」」を「「23歳未満の在職者」」に改め、「二級又は」を削り、「25歳に達しておらず」を「23歳に達していないもの（以下この表において「23歳未満の三級受検者」という。）であって」に、「「その他の者」とは25歳未満の在職者以外の者」を「「23歳未満の在職者以外の者」とは23歳未満の三級受検者のうち23歳未満の在職者以外の者」に改め、同表備考に次のように加える。

5 この表において「その他の者」とは、23歳未満の三級受検者以外の者をいう。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後において、この規則による改正前の高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則別表の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

規 則

◎高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則